

参 考 资 料

富士政企発第5-12号
平成29年 5月 9日

富士川町総合計画審議会
会長 佐塚 孝之 様

富士川町長 志 村 学

富士川町第二次総合計画の策定について（諮問）

富士川町の、将来の目指すべき姿を示し、その実現に向けて総合的かつ計画的に、まちづくりを進めていくための指針となる第一次総合計画が本年度で期間満了となります。

このことから、引き続き町の少子高齢化、地方分権など時代に対応した魅力あるまちづくりを進めるため、第一次総合計画を尊重し、「暮らしと自然が輝く交流のまち」の実現に向け、第二次総合計画を策定する必要がありますので、計画に伴う調査・策定に関しまして、貴審議会に諮問いたします。

参考資料

(担当)
富士川町政策秘書課
企画推進担当
TEL 0556-22-7216
FAX 0556-22-3177

平成30年 3月22日

富士川町長 志村 学 様

富士川町総合計画審議会
会長 佐 塚 孝 之

富士川町第二次総合計画(案)の策定について (答申)

平成29年5月9日付、富士政企発第5-12号で諮問のありました「富士川町第二次総合計画の策定」について、当審議会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

なお、今回策定する第二次総合計画については第一次総合計画の8年間の取り組みの成果と反省を活かし、さらなる町民の一体感の醸成や町の限りない発展を願い、その推進にあたっては、町民と行政の協働による計画の遂行を強く望みます。

個別意見

1 基本構想

まちづくりの基本目標

(1) 力を合わせ、ともに支えあうまちづくり

住民参加を基本とし、より多くの方が参加出来る仕組みづくりにより、地域と住民と行政が協働でまちづくり・地域づくりを推進することを望みます。

また、行財政改革の推進による財政の健全化を図り、質の高い住民サービスが提供できることを望みます。

(2) 豊かな人材と文化を育むまちづくり

町民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤を築くため、誰もが集える交流の場を築くことを望みます。

また、次代を担う人材を育成することを念頭に、家庭・地域・学校が連携し、教育環境の整備を進めるとともに、子どもの貧困、虐待、引きこもりなどの社会問題への対策を望みます。

(3) 健やかで笑顔があふれるまちづくり

核家族化や少子高齢化の進展に伴い、高齢者の一人暮らしや貧困家庭の増加が課題となっております。

こうしたことから、養育力や介護力を高めるための支援や、障がい児者等への社会的支援の充実に取り組むとともにユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりにより、すべての町民が安心して暮らせる施策の展開を望みます。

また、男女がともに就労しながら、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える施策の展開を望みます。

(4) 安全・安心で生活の質が高いまちづくり

限りある町土の農地や森林の荒廃を防止する支援や、地震をはじめとする災害に対し、減災のための基盤整備を積極的に行うとともに、町民が安全・安心して暮らせるよう地域住民が一体となり「自助、近助、共助、公助」の仕組みが整備・充実できるような施策の展開を望みます。

また、豊かな自然環境と快適な生活空間を維持していくため、3R活動の推進や、環境対策への施策の充実を望みます。

(5) 力強い魅力にあふれたまちづくり

中山間地域を中心とした豊かな自然を活用し、新たな地場産業の創出と発展により地域経済力の向上、安定的な雇用の確保を図り、若者に魅力ある町づくりが行われることを望みます。

また、中部横断自動車道の開通により、静岡県や長野県方面のアクセスが向上することから、峡南の風土や自然を活かした観光ルートを創出するとともに県内外や国外にも広く情報発信し、交流人口の増加に繋がるよう施策を展開することを望みます。

(6) 活力を生み出す都市基盤が整ったまちづくり

安全で利便性の高い交通ネットワークと交通弱者に対応した公共交通体系を目指し、住民が安全・安心に暮らせ活力ある町となるような都市基盤整備を望みます。

また、若者に魅力ある生活空間の整備と空き家や空き地などを有効活用した人口対策により、若者が定住する活力ある町づくりが推進されることを望みます。

2 基本計画

重点施策

町民対話集会による意見を総合計画審議会として取りまとめた結果、次の内容で『重点施策』を位置づけました。

町内各地区における課題を解決するためには、町民と行政による協働のまちづくりが必要不可欠です。

このようなことから、次に掲げるテーマを設定し、将来像の実現に向けて取り組むことを望みます。

プロジェクト

1 みんなが安心して生活できる地域コミュニティ強化プロジェクト

区や組の組織を活用して、地域の将来を見据えた計画をつくり、行政と住民が協働による、みんなが安心して生活できる地域づくりを望みます。

2 学校教育と生涯学習の推進による豊かな人材育成プロジェクト

子どもから高齢者・障がい者と多様なニーズに対応し、誰でも気軽に学べる機会を創り出し、教育と文化を高めて、豊かな人材を育成することを望みます。

3 地域で支える健康づくり・子育て応援プロジェクト

町民が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、行政や医療機関等が連携し、より質の高いきめ細かな地域医療体制の確保を望みます。

また、町民一人ひとりが生涯にわたって健康で暮らせるよう、それぞれのライフステージに応じた保健・福祉サービスの充実を図り、また地域全体で、子どもを生み育てやすい環境づくりを望みます。

4 防災に強く安心して暮らせるまちづくりプロジェクト

自然災害などから町民の生命・財産を守るため、総合的な支援・基盤整備を進め、防災体制や減災への取り組みを図るとともに、危険な箇所を総点検し県や国に積極的に働きかけを行い、減災への取組みに力を注ぐことを望みます。

また、快適な生活に欠かせない上下水道やごみ処理などの生活環境を整備し、町民が快適な環境のもと生活が出来るよう望みます。

5 地域資源を活かした情報発信プロジェクト

町内のあらゆる資源（ひと・もの・自然）を掘り起こして、富士川町の魅力を集めて情報発信し、若年層への働きかけをすることにより、交流人口の増加や若者定住を促進することを望みます。

6 暮らしやすい空間づくりプロジェクト

誰もが安心して行き来できる交通網を整備するほか、空き家や空き店舗

をふれあいの場や住居として活用するとともに、快適な居住環境の整備を行い、富士川町の暮らしやすさを促進することを望みます。

3 その他

計画書は、町民にわかりやすい表現を心がけ、町全体に周知できる冊子などを作成して、富士川町のまちづくりが、町民と行政の協働により取り組めるような仕組みづくりを望みます。

総合計画審議会 取りまとめ状況（報告）

【平成29年度～平成30年度】

1 総合計画審議会

平成29年 5月 9日(火) 第1回総合計画審議会

- ・委員委嘱、スケジュールなど確認

平成29年 7月21日(金) 第2回総合計画審議会 【公開】

- ・「地域の課題」を踏まえ、計画への反映を審議

平成29年 9月27日(水) 第3回総合計画審議会 【公開】

- ・「地域の課題・解決策」「町民意識調査」を踏まえ、計画への反映を審議

平成29年12月 6日(水) 第4回総合計画審議会 【公開】

- ・これまでの審議を踏まえ、「基本計画（案）」について審議

平成30年 2月16日(金) 第5回総合計画審議会 【公開】

- ・これまでの審議を踏まえ、「基本構想(案)」「基本計画(案)」を審議

平成30年 3月22日(木) 総合計画審議会 町長あて答申

2 町民意識調査

平成29年6月29日(木)～7月14日(金)

- ・町民1,000人（コンピュータによる無作為抽出）
- ・回収率 54.8%

3 寄り合いワークショップ

第1回 平成29年 5月12日(金)～30日(火)

- ・町内15区において開催 ※別紙のとおり
- ・意見交換テーマ 「地域の課題」「地域をどのようにしたいか」

第2回 平成29年 9月 5日(火)～20日(水)

- ・町内15区において開催 ※別紙のとおり
- ・意見交換テーマ 「地域の課題・解決策」
「どのような取組みをしていくか」

4 パブリックコメント

平成30年4月27日～5月26日（30日間）

総合計画策定 第1回寄り合いワークショップ 開催状況

【テーマ：地域の課題、地域をどのようにしたいか】

| 地 区 | 日 時 | 場 所 | 参加人数 | 備 考 |
|-------|----------|--------------|------|-----|
| 天神中條区 | 5月12日(金) | 天神中條地区公民館 | 31 | |
| 平林区 | 5月13日(土) | 平林地区公民館 | 13 | |
| 青柳町区 | 5月17日(水) | 青柳町地区公民館 | 27 | |
| 五開区 | 5月17日(水) | 柳川公民館 | 19 | |
| 小林区 | 5月19日(金) | 小林地区公民館 | 30 | |
| 鯉沢南区 | 5月19日(金) | 本町南公民館 | 20 | |
| 大久保区 | 5月22日(月) | 大久保地区公民館 | 16 | |
| 鯉沢中区 | 5月23日(火) | 上町公民館 | 20 | |
| 最勝寺区 | 5月24日(水) | 最勝寺地区公民館 | 21 | |
| 鯉沢北区 | 5月24日(水) | 鯉沢北地区公民館 | 25 | |
| 長澤区 | 5月25日(木) | 長澤地区公民館 | 26 | |
| 穂積区 | 5月25日(木) | ゆずの里ふれあいセンター | 31 | |
| 眷米区 | 5月26日(金) | 眷米地区公民館 | 20 | |
| 大柵区 | 5月26日(金) | コミュニティ大柵 | 26 | |
| 中部区 | 5月30日(火) | 高齢者ふれあいセンター | 40 | |
| 合 計 | | | 365 | |

総合計画策定 第2回寄り合いワークショップ 開催状況

【テーマ：地域の課題を踏まえ、地域としてどのような取り組みをしていくのか】

| 地区 | 日時 | 場所 | 参加人数 | 前回 |
|-------|----------|--------------|------|-----|
| 鯉沢中区 | 9月5日(火) | 上町公民館 | 18 | 31 |
| 長澤区 | 9月6日(水) | 長澤地区公民館 | 24 | 13 |
| 五開区 | 9月6日(水) | 五開地区公民館 | 18 | 27 |
| 天神中條区 | 9月8日(金) | 天神中條地区公民館 | 21 | 19 |
| 青柳町区 | 9月8日(金) | 青柳町地区公民館 | 24 | 30 |
| 最勝寺区 | 9月12日(火) | 最勝寺地区公民館 | 25 | 20 |
| 鯉沢北区 | 9月12日(火) | 鯉沢北地区公民館 | 18 | 16 |
| 大久保区 | 9月14日(木) | 大久保地区公民館 | 11 | 20 |
| 穂積区 | 9月14日(水) | ゆずの里ふれあいセンター | 27 | 21 |
| 小林区 | 9月15日(金) | 小林地区公民館 | 22 | 25 |
| 平林区 | 9月15日(金) | 平林地区公民館 | 17 | 26 |
| 眷米区 | 9月16日(土) | 眷米地区公民館 | 15 | 31 |
| 大柵区 | 9月16日(土) | コミュニティ大柵 | 16 | 20 |
| 鯉沢南区 | 9月20日(水) | 本町南公民館 | 21 | 26 |
| 中部区 | 9月20日(水) | 高齢者ふれあいセンター | 25 | 40 |
| 合 計 | | | 302 | 365 |

総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| 選出区分 | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|--------------|--------------|-------------------|------|
| 議会 | 副議長 | 市 川 淳 子 | 大 柵 |
| | 総務産業建設常任委員長 | 井 上 光 三 | 穂 積 |
| | 教育厚生常任委員長 | 鮫 田 洋 平 | 青柳町 |
| | 広報常任委員長 | 長 澤 健 | 天神中條 |
| 関係諸団体 | 観光物産協会副会長 | 志 村 武 彦 | 鰻沢南 |
| | 教育委員会教育長 | 川 手 貞 良 | 小 林 |
| | 農業委員会会長 | 杉 田 洋 一 | 大久保 |
| | 区長会会長 | 会長 佐 塚 孝 之 | 最勝寺 |
| | 区長会副会長 | 中 込 廣 男 | 平 林 |
| | 消防団長 | 切 刀 吉 文 | 最勝寺 |
| | 民生児童委員会会長 | 副会長 樋 口 昇 | 鰻沢中 |
| | 商工会会長 | 入 倉 治 彦 | 長 澤 |
| | 社会福祉協議会長 | 志 村 一 彦 | 小 林 |
| | 赤十字奉仕団委員長 | 大 塚 和 子 | 青柳町 |
| | 愛育会会長 | 椎 名 啓 子 | 最勝寺 |
| | 男女共同参画推進委員会 | 樋 口 高 子 | 最勝寺 |
| | ふじかわ農業協同組合理事 | 川 口 孝 治 | 天神中條 |
| | 峡南森林組合組合長 | 土 橋 金 六 | — |
| | 体育協会会長 | 杉 田 宗 利 | 長 澤 |
| | 文化協会会長 | 井 上 孝 | 鰻沢中 |
| | 老人クラブ連合会 | 渡 部 英 士 | 眷 米 |
| | 町連PTA会長 | 舟 久 保 太 一 | 天神中條 |
| | 町連保育所保護者会長 | 海 野 克 也 | 鰻沢中 |
| 公募委員 | | 保 坂 實 | 中 部 |
| | | 秋 山 仁 | 最勝寺 |
| | | 志 村 湖 野 美 | 青柳町 |
| | | 丸 山 猛 士 | 中 部 |
| | | 大 石 明 子 | 最勝寺 |
| | | 井 上 司 朗 | 眷 米 |
| | | 阿 達 拓 己 | 鰻沢北 |
| | | 深 沢 一 仁 | 五 開 |

参考資料

富士川町総合計画審議会条例

平成22年3月8日
条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富士川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、富士川町総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第二次富士川町総合計画

平成30年10月発行

編集・発行 富士川町役場政策秘書課
